

1 納付命令を受ける者

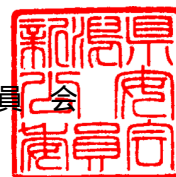
2 納付命令の内容

3 納付命令の理由

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令
します。

令和8年 8月10日

新潟県公安委員会



1 審査請求について

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-103-260705-261949
46-103-260705-261950
46-107-260701-272481
46-107-260706-272471
46-107-260707-272415
46-107-260707-273113
46-107-260707-273123
46-107-260707-273132
46-119-260705-269910
46-119-260707-014004
46-119-260707-014005
46-119-260707-014006
46-125-260707-270418
46-136-260707-010008
46-138-260701-273233
46-138-260701-273301
46-138-260704-272699
46-138-260706-273331
46-138-260707-006005
46-138-260707-006006

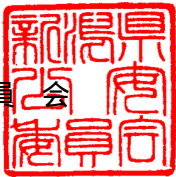
[illegible]

放 置 違 反 金 公 示 納 付 命 令 書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
- なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年 8月12日

新 潟 県 公 安 委 員 会



（ 教 示 ）

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- 2 処分の取消しの訴えについて
(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-103-260705-258524
46-103-260705-271392
46-103-260708-271393
46-107-260708-268568
46-107-260709-272482
46-110-260708-268491
46-114-260613-239011
46-119-260708-014003
46-119-260708-016001
46-119-260710-014005
46-119-260710-014006
46-119-260710-014008
46-119-260710-266566
46-136-260708-010002
46-136-260708-010003
46-136-260709-010004
46-136-260709-010005
46-136-260710-012001
46-137-260708-260461
46-137-260708-260465

弁明通知書番号
46-137-260708-266422
46-137-260708-266423
46-137-260708-268823
46-138-260630-272647
46-138-260701-006006
46-138-260708-006002
46-138-260708-006004
46-138-260708-007012
46-138-260708-007014
46-138-260709-006005
46-138-260709-006008
46-138-260709-007001
46-138-260710-007005
46-138-260710-007008
46-138-260710-007009
46-138-260710-272770

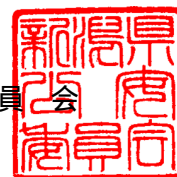
1 納付命令を受ける者

2 納付命令の内容

3 納付命令の理由

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令
します。

令和8年 8月13日



新潟県公安委員会

1 審査請求について

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-103-260707-271386
46-103-260708-271395
46-103-260711-271397
46-103-260711-271431
46-103-260711-271434
46-103-260712-271435
46-103-260712-271436
46-107-260711-253384
46-107-260711-273141
46-110-260708-268476
46-110-260711-268466
46-110-260711-268467
46-110-260711-268477
46-110-260711-268493
46-119-260711-016001
46-119-260711-016004
46-119-260711-016005
46-119-260711-265086
46-119-260712-259734
46-119-260712-261648

[illegible]

1 納付命令を受ける者

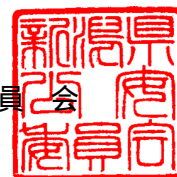
2 納付命令の内容

3 納付命令の理由

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令
します。

令和8年 8月14日

新潟県公安委員会



1 審査請求について

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-107-260713-272417
46-107-260713-272418
46-107-260713-272419
46-107-260713-272483
46-107-260713-273125
46-107-260713-273135
46-107-260713-273143
46-119-260713-014006
46-119-260713-014007
46-125-260704-270417
46-136-260713-012001
46-136-260713-012002
46-136-260713-012003
46-138-260709-273334
46-138-260710-273362
46-138-260713-006004
46-138-260713-006006
46-138-260713-273291

[illegible]